

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、阿南市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長がこれを招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある専門委員(以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員等の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員等以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部福祉事務所こども課において処理する。

(会議の運営)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮ってこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年6月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。